

公益財団法人滋賀県消防協会公印管理規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、公益財団法人滋賀県消防協会（以下「協会」という。）の公印の調製、管理及び使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公印の種類)

第2条 公印の種類、刻字、寸法及び印影は、別表のとおりとする。

(公印の調製等)

第3条 前条に規定する公印を調製し、又は改刻し、若しくは廃止しようとするときは、会長の承認を受けて行うものとする。

(公印の管理)

第4条 公印は、事務局長が管理するものとする。

- 2 公印は、常に堅牢な容器に納め、一定の場所に置き、嚴重に保管しなければならない。
- 3 公印は、特に事務局長の承認を受けた場合のほか、管理する場所以外に持ち出してはならない。

(公印の使用)

第5条 公印を使用しようとするときは、押印すべき文書に決裁済みの回議書又は使用を必要とする資料を添えて事務局長に提示し、その照合を受けなければならない。

(公印の事故届)

第6条 公印の管理者は、公印の紛失、毀損、その他の事故が生じたときは、直ちに公印の呼称、事故発生状況等を会長に報告し、指示を受けなければならない。

(委 任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人滋賀県消防協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

別 表

種 類	協会長印(法人印)	協 会 長 印	事 務 局 長 印
刻 字	公益財団法人 滋賀県消防協 会長印	公益財団法人 滋賀県消防協 会長印	公益財団法人 滋賀県消防協会 事務局長印
寸 法	24mm角	24mm角	20mm角
印 影			

種 類	協会印(表彰状)	銀 行 印
刻 字	公益財団法人 滋賀県消防協会	滋賀県消防 協会長之印
寸 法	52mm角	18mm円
印 影		